

令和3年度

就業支援基礎研修のご案内

広島障害者職業センターでは、福祉、教育、医療等の機関において、障害者の就業支援を担当されている方を対象として、障害者の就業支援を実施するために必要となる基本的な知識・技術等の修得を目的とした就業支援基礎研修を実施します。

❀ 研修内容 ❀

- 1 障害者雇用の現状と障害者雇用施策
- 2 就業支援のプロセスⅠ（インテーク～職業準備性の向上のための支援）
- 3 就業支援のプロセスⅡ（求職活動支援～定着支援）
- 4 就労支援機関の役割と連携
- 5 障害特性と職業的課題Ⅰ（身体障害、高次脳機能障害）
- 6 障害特性と職業的課題Ⅱ（知的障害、発達障害）
- 7 障害特性と職業的課題Ⅲ（精神障害）
- 8 労働関係法規の基礎知識
- 9 ケーススタディ・意見交換
- 10 企業における障害者雇用の実際

※受講は無料です。

日時 【第1日】 令和3年7月20日（火） 9時50分～16時50分
【第2日】 令和3年7月27日（火） 9時50分～16時50分
【第3日】 令和3年7月30日（金） 9時50分～16時10分

会場 ホテルチューリッヒ東方2001 4階 エーデルワイス
(広島市東区光町2-7-31)

定員 40名
(応募者多数の場合は、受講いただけない場合があります)

受講対象 就労移行支援事業所、発達障害者支援センター、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、その他福祉、教育、医療等の機関において就業支援を担当されている方

◆ 受講申込 ◆

受講を希望される方は、別紙「就業支援基礎研修受講申込書」を広島障害者職業センターのホームページからダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、**令和3年6月30日(水)までに**当センターあて、郵送または電子メールによりお申し込みください（※件名に「就業支援基礎研修の申し込みについて」と明記してください）。

◆ 受講決定 ◆

受講が決定した場合は、令和3年7月13日（火）までに受講決定通知を送付します。

◆本研修は、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の就労支援関係研修修了加算における「厚生労働大臣が定める研修」に該当します。

◆なお、就労支援関係研修修了加算の適用に必要な「研修修了証明書」の発行には、上記すべての科目を受講することが必要となります（「研修修了証明書」は、就労移行支援事業者からの請求に基づき発行します）。

【お申込み・お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部
広島障害者職業センター（担当：澤田、内海）

〒732-0052 広島市東区光町2-15-55
TEL 082-263-7080

E-mail : hiroshima-ctr@jeed.go.jp

HP <http://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hiroshima/>